令和８年度（令和９年度採用）斜里地区消防組合消防署消防吏員採用試験（第２回）
実施要項

１．募集職種　　斜里地区消防組合消防署消防吏員

２．採用予定人員　　若干名

３．応募資格、条件等

（１）年　齢　　平成８年４月２日以降に生まれた方

（２）受験資格　　次の要件を満たす方

①　救急救命士有資格者、または資格取得見込みの方

②　高等学校卒業以上、または令和９年３月に高等学校を卒業見込みの方

（３）運転免許　　普通自動車運転免許取得者又は取得見込み者
（オートマチック車限定を除く）

（４）身体等の条件　　消防吏員の職務遂行に必要な身体、体力等を有する方

・男性：身長１６０㎝以上、視力０．８以上(矯正含む)、聴力正常

・女性：身長１５５㎝以上、視力０．８以上(矯正含む)、聴力正常

（５）採用後の居住地　　斜里町内に居住していただきます。

４．採用予定期日　　令和９年４月１日

５．欠格事項

地方公務員法第１６条のいずれかに該当する場合は、試験を受けることが出来ません。

地方公務員法（抜粋）

第１６条　次の各号の一に該当する者は、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることが出来ない。

・禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

・当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者（略）

・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

６．試験内容

（１）１次試験

・試験内容　書類選考（エントリーシート等を基に選考）

（２）２次試験

① 試験日　　令和８年１２月２０日（日）

※開始時間については、１次試験合格者に別途通知

② 試験会場　斜里地区消防組合消防署　１階研修室

③ 試験内容　適性試験（ＳＰＩ３－Ｈ）・個人面接試験・体力測定

７．応募提出書類等

（１）斜里地区消防組合消防署消防吏員採用試験エントリーシート　　**１通**

（２）最終学校及び専門学校等の卒業証明書（見込み）及び成績証明書　　**各１通**

※大学・専門学校等卒業者は、その前の学校(高等学校等)のものと併せて必要です。高等学校在学者は２年次の成績証明書。

※成績証明書が取れない場合は、単位修得証明書を提出してください。

（３）自動車運転免許証の写し（免許所持者）　　**１通**

（４）運転記録証明書(自動車安全運転センター発行のもの)　　**１通**

（５）救急救命士免許証の写し（資格取得者）　　**１通**

（６）身体検査書(３か月以内のもの、当方で指定する様式に限る)　　**１通**

（７）合否通知用封筒（住所氏名を記入し、角２封筒に１４０円切手を貼付のこと）

８．申込方法

（１）申込期間

令和８年１１月９日（月）から令和８年１２月１１日（金）　17：00 まで

※封筒の表に「採用試験申込」と朱書きし、簡易書留でお送りください。

（２）送り先

〒099-4113　北海道斜里郡斜里町本町１４番地３

斜里地区消防組合消防署　総務課　宛

（３）直接持参し提出する場合

・斜里地区消防組合消防署総務課に提出。

・受付時間は、平日の 9：00～17：00 までとします。

９．その他

（１）内定について

・２次試験終了後に書面でお知らせします。また、内定決定者については「内定確認書」を提出していただきます。

・受験申込書の記載事項等が正しくないことが判明した場合は、内定を取り消すことがあります。

（２）勤務条件等

斜里町条例、消防組合条例、規則等によります。（下記「11.給与・諸手当・休暇」参照）

（３）その他

・不正や口利きなどの行為があった場合は不合格とします。

・受付後の提出書類はお返ししませんので予めご了承ください。

・２次試験に関わる詳細は、受験者に別途お知らせします。

・試験内容等は予告なく変更することがあります。

・試験結果の内容についての問い合わせは、一切受付けません。

・採用については、人物重視での選考を致します。

・採用後の住宅については、希望に応じて職員住宅（家賃 月額7,400円）があります。

10．斜里消防署（ウトロ分署含む）の概要　（令和８年４月１日現在）

・職 員 数　３６名（男性３５名　女性１名）

・管轄人口　１０，３８８人

・管轄面積　７３７．１３㎢

・出動件数　火災：８件　救急：６２９件　救助：６件　（令和７年中）

11．給与・諸手当・休暇など（令和８年４月１日現在）

（１）給与

	初任給の額	５年後	１０年後
大学卒	232,000円（22歳）	256,900円（27歳）	287,000円（32歳）
短大卒	216,500円（20歳）	242,900円（25歳）	268,000円（30歳）
高卒	200,300円（18歳）	230,400円（23歳）	256,900円（28歳）

※一定の職務経験や上位の学歴がある場合は、経験に応じて加算される場合があります。

※現在の制度に基づくものであり、上記の例はモデルケースとなりますので、変動がある場合があります。（令和８年度の人事院勧告により増額の予定）

（２）期末・勤勉手当（ボーナス）

給与月額、扶養手当を算定基礎とし、6 月期 2.325 か月、12 月期 2.325 か月、年間 4.65 か月分の期末・勤勉手当が支給されます。

（３）諸手当

特殊勤務手当（緊急出動手当・夜間業務手当）、住居手当（賃貸のみ、上限 27,000 円）、時間外勤務手当、扶養手当、特地手当、赴任旅費（上限 216,000 円）などの手当が支給要件に応じて支給されます。

手当の種類	対象	支給金額
緊急出動手当	救急及び火災等の災害に出動した場合	1 回につき、500 円
夜間業務手当	隔日勤務に服する職員が、深夜勤務に従事した場合	1 当務につき、3,000 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務することを命ぜられた職員	例）基本給が 200,300 円（高卒初任給）の支給額：1 時間当たり 298 円
住居手当	自ら居住するための住宅（借間を含む）を借り受け、月額 12,000 円以上の家賃を支払っている職員	1）家賃が 23,000 円以下の場合 ・家賃－12,000 円 2）家賃が 23,000 円以上の場合 ・11,000 円＋（家賃－23,000 円）÷2 例）家賃が 55,000 円の場合 ・11,000 円＋（55,000 円－23,000 円）÷2＝27,000 円
寒冷地手当	11 月から翌年 3 月までの各月の初日に在職する職員	1）世帯主で扶養親族がある職員 29,400 円 2）世帯主で扶養親族がない職員 16,200 円 3）その他の職員 11,500 円
時間外手当	正規の勤務時間を超えて、勤務を命じられた職員	例）基本給が 200,300 円（高卒初任給）の支給額：1 時間当たり 1,491 円以上
特地手当	ウトロ地区に居住し、かつウトロ分署に勤務する職員	（基本給＋扶養手当）×10％

赴任手当	・斜里町外に居住しており、採用にあたり斜里町に移住してくる職員 ・ウトロ分署に異動となった職員	上限　216,000 円 ※移動距離や扶養人数により変動あり

※その他の手当（扶養手当、通勤手当等）については、斜里地区消防組合条例及び規則により、斜里町職員に準じた額を支給します。

【採用後の給与支給モデル】

★救急救命士採用で 21 歳（採用日の年齢）

当直勤務 10 回、緊急出動 5 回、時間外勤務 5 時間（週休日）の場合

＝**２６７，２４８円**

・内訳：基本給 219,400 円＋夜間業務手当 30,000 円＋夜勤手当 6,533 円＋緊急出動手当 2,500 円＋時間外手当 1,763 円×5 時間=8,815 円

★一般採用で 18 歳（採用日の年齢）

当直勤務 10 回、緊急出動５回、時間外勤務５時間（週休日）の場合

＝**２４６，８１４円**

・内訳：基本給 200,300 円＋夜間業務手当 30,000 円＋夜勤手当 5,964 円＋緊急出動手当 2,500 円＋時間外手当 1,610 円×5 時間=8,050 円

（４）休暇

休暇の種類	限度日数	備　考
年次有給休暇	20 日（4 月採用職員は 15 日）	20 日間を限度として翌年に繰越（最大 40 日間）
夏期休暇 特別休暇	各 3 日間（合計 6 日間）	6 月～10 月に取得
病気休暇	90 日以内	・疾病のための療養を必要とする場合 ・同一疾病や継続的な療養休暇は 3 年間にこれを通算
生理休暇	月に 3 日	女性職員の生理日休業
服喪休暇	・配偶者、子、父母　7 日 ・孫、叔父、叔母　2 日 ・祖父母、兄弟姉妹　5 日（2 日）	・連続した日数 ・（）内は姻族の場合
法要休暇	1 日	配偶者、子、父母の法要

※その他の休暇等（介護休暇・育児休業等）については、斜里地区消防組合条例及び規則による。

※育児休業実績：令和６年度２名、令和７年度１名男性職員が取得済み。

12．公費による主な資格取得等　※大型自動車免許以外については選抜者のみ

・大型自動車免許（追加料金や補習料金等は除く。）

・小型移動式クレーン、玉掛け

・小型船舶操縦士（２級）

・ドローン操縦士ライセンス

・酸素欠乏硫化水素危険作業主任者